

内 規

(目的)

第1条 この内規は、規約に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(入退会)

第2条 入退会に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 規約第6条の会員として、本会に入会しようとする個人、団体等は、所定の手続きにより、庶務事務局に申し込むものとする。
- 2 本会を退会しようとする会員は、その旨を庶務事務局に申し出ることにより、退会することができる。

(役員)

第3条 規約第7条、第8条、第9条に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 会長は役員が会員の中から選び決定する。
- 2 副会長は当該年度大会開催県と次年度開催県の評議員より、会長が指名する。
- 3 編集委員長は評議員より、会長が指名する。
- 4 評議員30名程度は、中国四国地方9県より1県に3名、農研機構2名で構成する。
- 5 県の評議員3名の構成について、研究、行政（県庁）、大学を代表する各1名で構成することが望ましいが、適当な者がいない場合には、それにこだわらず、県の裁量とする。なお、3名の内、県研究機関より選出された評議員が県内会員の連絡窓口を務める。
- 6 編集委員長は編集委員の推薦に当たり、その者の専門性を考慮し、委員内で偏りが生じないように努める。なお、編集委員は、評議員を兼ねても構わない。
- 7 会計監査は、当該大会開催県の副会長が当該大会開催県の通常会員と同県非通常会員より、それぞれ1名を会長に推薦し、会長がその2名を委嘱する。

(大会)

第4条 規約第11条に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催事務局は、原則として徳島県、広島県、香川県、山口県、愛媛県、島根県、高知県、鳥取県、岡山県の順に当該県の通常会員が務め、大会を運営する。また、大会長は当該大会開催県の副会長が務める。なお、この順で大会開催が困難な場合には、開催予定年度の2年前に当該県内の連絡窓口を担当する評議員がその旨を会長に申し出ることとする。

- 2 大会開催事務局は、通常会員が大会に参加する場合には、会費として資料代1,000円を徴収する。また、非会員の場合には、2,000円を徴収する。学生も同様とする。
- 3 賛助会員が大会に参加する場合には、当該団体に所属する7名までは上記通常会員と同様の扱いとするが、8人目からは非会員扱いとする。
- 4 講演発表者は、通常会員に限る。
- 5 大会で講演発表した学生会員数の1/5～1/4に賞を授与する。大会に参加した役員が審査し、大会長が最終選考する。
- 6 大会を他学会等と合同で開催する場合には、会場費、資料印刷費等をそれぞれに属する会等の参加員数により按分する。なお、当協議会と他学会等に併せて会員となっている者の場合は、当協議会と他学会等とで別途協議した上で、按分する。

(総会、役員会)

第5条 規約第12条と役員会に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 総会と役員会は庶務事務局が運営する。
- 2 それぞれの議事進行は、会長が議長を務める。
- 3 役員会の開催は、オンラインを利用しても構わないこととする。
- 4 役員会での協議事項は、事前に会長、副会長、編集委員長、編集幹事と庶務幹事が協議し、決定事項を役員会に諮る。

(会費)

第6条 規約第15条に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 会費の納入義務の発生日は毎年10月1日とする。
- 2 会費の納入期限は毎年12月末日とする。
- 3 年度途中で入会した会員の納入期限は、入会申込が庶務事務局に受理され、当該事務局から会費納入の通知が届いてから1か月以内とする。
- 4 会費は、庶務事務局が指定する金融機関の口座への振込み、または庶務事務局が大会開催期間中に開設する窓口において納入する。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。
- 5 会費は、複数年度分を一括して納入できるものとする。なお、納入年度分を一括して納入する場合で、複数年度の途中で会費が増額となる場合には、その差額を納入するものとする。会費が減額となる場合は、その差額は次の年度に繰り越すものとする。
- 6 納入された会費は、会員の都合で退会した場合は返金しない。

(論文等の編集)

第7条 論文等の編集に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 編集委員長は、投稿された論文等の内容を考慮して、編集委員を選出する。
- 2 編集委員は、会員より査読者2名を選出し、査読を依頼する。但し、論文等の内容により適当な査読者が会員の中に見当たらない場合は、非会員に依頼する。なお、編集委員は査読者を兼ねても構わない。
- 3 査読者は、1か月以内に査読結果を依頼された編集委員に報告する。1か月以内に報告できないことが想定される場合には、期限の1週間前までに依頼された編集委員にその旨を報告する。報告を受けた編集委員は他の会員に査読を依頼する。

(旧組織の財産継承)

第8条 旧組織の財産に係わる事項は、次のとおりとする。

- 1 西日本応用動物昆虫研究会と四国植物防疫研究協議会が解散後に、運営の都合上、やむを得ず生じた経費は本会が予算計上し、引き継ぐこととする。
- 2 旧組織が購入した備品は、本会が引き継ぐこととする。

(内規の変更)

第9条 本内規の変更は総会の議決による。

(付則)

- 1 この内規は、令和7年11月27日から施行する。